（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第七十八条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条のうち登録免許税法別表第三の一の項の改正規定中「別表第三の一の項」を「別表第三の一の二の項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（所得税の抜本的な改革に係る措置）

第八十一条　政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2　前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

（所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置）

第八十二条　政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

土地改良法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第十四号

土地改良法等の一部を改正する法律

（土地改良法の一部改正）

第一条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の九」を「第五十七条の十六」に改める。

第一条第一項中「開発を」を「保全を」に、「農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び」を「農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第三条第八項中「第八十七条の三第七項」及び「第十八項」の下に「（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四条の二第三項中「土地改良長期計画は」の下に「、良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るため、農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨として」を加え、「農業生産の選択的拡大」を削り、「及び農業総生産の増大」を「、農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進」に改め、「改善」の下に「及び農業生産活動の継続的な実施」を加える。

第十五条第二項中「第五十七条の四第一項」の下に「、第五十七条の九第一項及び第五十七条の十一第一項」を加える。

第十五条の二第二項中「含む」の下に「。第十五条の五第二項、第四十二条及び第五十七条の十一第一項において同じ」を加え、「土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつている団体であつて」を削り、「もの」を「団体その他の者」に改める。

第十五条の五の見出し中「土地改良事業」の下に「及び連携管理保全事業」を加え、同条第二項中「前項の情報の提供」を「第一項の情報の提供及び前項の措置」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　土地改良施設の管理を行う土地改良区は、その組合員又は組合員以外の者の第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全事業への参加の促進を図るため、当該連携管理保全事業に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第十八条中第十九項を第二十項とし、第六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　土地改良区は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

第二十三条第四項中「第七項から第十一項まで、第十三項、第十五項及び第十六項」を「第八項から第十二項まで、第十四項、第十六項及び第十七項」に改める。

第二十四条第一項中「の決議」の下に「（第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画（同条第三項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）について、同条第一項の認可（第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第一項の変更の認可を含む。）の申請をする旨の決議を含む。）」を加える。

第二十八条第一項中「、場所」を削り、同項ただし書中「よい」を「足りる」に改め、同条第二項中「、場所」を削る。

第三十三条第二号中「第八十七条の二第四項」の下に「（第八十八条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十七条の十一第一項に規定する連携管理保全計画の同項の認可（第五十七条の十三において準用する第五十七条の十一第一項の変更の認可を含む。第五十七条の十五において同じ。）の申請

第三十三条に次の一号を加える。

五　第八十三条の二第三項の規定による権利義務の承継

第三十八条中「第四十二条第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第四十四条を削り、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

（土地改良施設の更新に必要となる資金の積立て）

第四十二条　土地改良施設の管理を行う土地改良区は、定款で定めるところにより、その管理する土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案し、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるために資金を積み立てることができる。

第四十九条第一項中「第二条第二項第五号の」を「次に掲げる」に、「その事業」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条第二項第五号の土地改良事業（次号、第五十二条第一項及び第八十七条の五第一項において「復旧事業」という。）